
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第27号(2011年4月23日)

国の主張準備 遅れで口頭弁 論が追加に

目次	
第3次訴訟第11・12回報告	1-6
シンポジウム報告	7-20
日韓弁護士会共同宣言	21-22
崔鳳泰弁護士のコメント	22-23
総会報告	24
規約改正について	25
情報公開法案国会提出へ	26
公開シンポジウム案内	27
今後のスケジュール	28

1月21日に第3次訴訟第11回口頭弁論、3月18日に第12回口頭弁論が行われました。当初はこの2回で終る予定でしたが、国側の主張準備が間に合わないということで、結局、6月14日(火)と9月6日(火)に2回の口頭弁論が追加されることとなりました(いずれも、午前10時半から東京地裁522号法廷)。

原告側は、1月21日の第11回口頭弁論で、田中宏さん、太田修さん、吉澤文寿さん、李洋秀さんの意見書を初めとした膨大な書証を提出し、78ページの準備書面(6)を提出しました。3月18日の第12回口頭弁論では準備書面(7)を提出しました。準備書面の概要を含めた裁判の内容については、2ページ以降の報告集会の記録をご参照ください。(準備書面と提出した書証については、当会ホームページに掲載されていますので、そちらをご参照ください)

事務局体制の変更と事務引継ぎの関係で、ニュース発行が大幅に遅れましたことを深くお詫びします。そのため、昨年12月23日に開催されたシンポジウムと総会の報告を今号のニュースに掲載しています。情報公開をめぐる最新情報が報告されていますのでぜひお読み下さい。

なお、総会で「裁判以外の集会など、会員が参加できるイベントも必要である」との意見が出されたことを受けて、6月26日(日)には6万ページの日韓会談文書公開の成果を包括的に明らかにする公開シンポジウムを開催します。ぜひ、多くの会員・支援者の皆様のご参加をお願いします。

3・11東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます

マグニチュード9.0という巨大地震と津波により亡くなられた皆様に心より哀悼の意を表しますとともに、津波に家を流され、家族を失い、その後の原発事故の発生と長期化もあいまって避難生活を余儀なくされている皆様にお見舞いを申し上げます。

被災者支援と原発事故への対応から、改めて政府の隠蔽体質が浮き彫りになりました。今回は特に命に直結する深刻な問題を生み出しています。私たちも被災者の皆様の一日も早い生活再建を支援するとともに、情報公開に取り組んできたものとして、政府の情報隠蔽を厳しく問い、国民や周辺国の信頼に支えられた「開かれた政府」を実現するために努力いたします。

シンポジウム「日韓会談文書公開訴訟と運動から得たもの 生まれたもの」(2010年12月23日 東京しごとセンター)

(シンポジストと報告タイトル)

「行政透明化検討チーム委員としての雑感」

中島昭夫氏(元・朝日新聞記者)

「市民が使う情報公開法 開かれた政府をめざして」

三木由希子氏(特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事)

「日韓会談文書公開運動から得たもの」

吉澤文寿氏(当会・共同代表)

「日韓会談文書公開訴訟から得たもの」

張 界満弁護士(当訴訟・弁護士)

「大韓弁護士協会と日本弁護士連合会 合同で何ができるか」

崔 鳳泰弁護士(当訴訟・原告)(大韓弁護士協会日帝被害者人権小委員会委員長)

紙面の都合により、主な報告のみ以下に掲載します(崔弁護士は講演原稿をそのまま掲載しましたが、それ以外は録音を編集部の責任で文章化したものです)。

「行政透明化検討チーム委員としての雑感」

中島昭夫(元・朝日新聞記者)

情報公開法の見直しをするのでということでは民主党政権になってこの春に声がかかりました。私はえらい教授でもないですが、新聞社で情報公開法ができたときに記者を使って取材の道具にしようということ、大掛かりに全国の新聞記者に呼びかけて、1000件くらいの請求をし、当然不
存在不開示があるので320件異議申し立てを起
こしました。一緒に仕事していた相方が会社を辞
めざるをえなくなりもっぱら私が一人でやらな
くなって、たくさんの体験をすることになりました。
国の行政機関がどう対応したかということ全部
1000件あるいは320件の異議申し立てを通
して概ね把握できたので、読者とか社会全体にこ
の経験を伝えなくちゃいけないと本にしたんです。
これは読み物というより資料集のようなものなの
ですが、それがあって私に声がかかったんだと思
います。



三木さんも情報公開クリアリングハウスという、法律が出来る前は作る運動をしていた

団体です。今は情報センターに性格を変えたのですが、そこに携わっている人は自分でも公開請求をしたり、やっている人の応援をしたりしているので、ユーザーから二人が見直しの検討会に入れたのはよかったなと思っています。

「行政透明化チーム」は変わった検討会で、関係する省庁の総務省が主管していて、でも見直しを一生懸命率先した内閣府の政務官も一緒になってやるような私的諮問委員会です。普通そういう委員会には行政官は参加しないのですが一緒にやる変わった委員会です。後は大学の先生と弁護士さんですね。

情報公開法は誰のためのものか

私はせっかく実践を踏まえてそこに入っているから、何を言うべきかという立脚点ははっきりしていました。私は法律の厳格な解釈と一緒にやっていても仕方ないし、そういう力量もない。私が言うべきことは情報公開法は誰のためのものか、そこ一点ですね。そこからずっと発言し続けてきました。いわば素朴な質問をぶつけるということで。

冒頭1回目の会議で、当時の担当大臣があいさつして次の会合に行かなければいけないというので立ちそうになったんで、ちょっと待ってくださいといって、この法律はまたなぜ行政府が改正作業をするんですかと、この法律はそもそも国民が使う法律で国民が主体である法律で、「民主権の理念にのっとり」と法律を作る前の有識者が打ち出した法律がなぜ国会で議員提案で出す法律ではなくて政府が出すのかと質問しました。

そうしたら、「まさしくそうです。行政はまな板の鯉です」と。料理される側ですね。つまり出せといわれたら出さなくちゃいけない義務を負う。そっちの方であって主役ではないんだという意味でまな板の鯉と彼は表現しました。だけど「政権が変わって省庁に政務官や政治家がたくさん入って官僚主導の運用ではないようにするようになって機運が高まっているから、この機に早く改正してくれという声が多い。この機を逃すべきではない、また年月が経つと機を失ってしまうかもしれない」ということなんですね。私はそれ以上追及しませんでしたけどね。

今の情報公開法は非常に問題だらけなんで、「とりまとめ」の議論をしていて焦点になったのは、まず目的ですね。目的規定が第1条にある。次に不開示特例のうち3号4号が1・2・5・6と違うつくりになっている。それが議論になったんですね。後は使い勝手ですね。お金がかかりすぎるとか、時間がかかり過ぎるとか、これは年月と言ってもいいんですが、外務省なんかはひどい役所です。後は対象機関に入っていないのもありますね。JRとか昔は国鉄だったのにあんなのが株式会社になったというだけではずれていますね。東京電力のように地域独占企業も外れています。それから、審査会ですね。これが統計数字からみるととてもサボっている。

そこで3号4号のことですが、情報公開法を作るときに有識者がこういう法律にしたらいいいという提言をしたのですが、それを政府が引き取ったわけです。当時は自民党政権ですね。それを基に政府が作ったのに、「おそれがあると行政機関の長が判断するに相当な理由がある」と入っちゃたんで、その当時は驚いたわけですね。アメリカにも大統領命令で非公開にできるものがある。法律の中に取り込んでそういうのをまねしようとしたんじゃないかと思われるんですが、「おそれがある」というだけではやばいということで外務省や防衛庁や法務省とか言い出したんでしょう。そのまま入っちゃったんです。自民党はまだ強かった時期ですから、法案審議で野党市民団体みんなこんなものおかしいと反対したけれど結局そのまま通っちゃった。それがずっと尾を引いているんですよ。

法律自体を変えよう

今、皆さんは最高裁では法律解釈でやっていらっしゃるけれども、この法律自体が、第1条の目的で国民主権の理念にのっとり謳っているのに、それに合わない運用がされてしまうこの条文は憲法違反じゃないかという理屈を立ててもいいんじゃないかと私は勝手に思ったんです。

今、民主党政権が情報公開法改正でそれを直そうとしているんです。情報公開では日本で一番有名な弁護士さんの三宅宏さんが座長で、毎回「論点整理」を出してくれているんですが、間に挟まってなかなかずばった結論を出せない表現になっている。「まとめ」ではすかっとなってないんですね。ただし、「行政機関の長が」というような明確な言葉は外しちゃおうと、後は「特に支障がある」とか何かそういう形容詞を付けるようなことで間を取れないかということになっているんですね。これから実際法改正案が作られますし、たぶんパブリックコメントなんかもやるに決まっていますよね。皆さんも何か言わないと。私も委員の一人でしたから変なのが残っていると面白くないし文句を付けようと思っています。変な改正案ができたらいけない。ここが一つの正念場だと思うんですね。

裁判になると条文の解釈が常に浮上してきます。その時に第1条の目的規定ですね。「国民の知る権利」これは大体一致したんですね。それから情報公開法の前回の要綱案に国民の行政への監視と参加が進められることに資するという言葉があったのに現在の法律を作るときは違う表現になっている。政府が無理やり書き換えたからですね。それを「監視と参加」という方向で行こうと「とりまとめ」では大体なった。「監視」は分かりやすいんですが、「参加」というのはどういうことなのか。内閣府のホームページから資料集にたどれますが、その最終の会議の資料に私のメモがあります。ここで「国民の行政参加とは何か」と私は書きました。国民はどいつもとれるような漠然とした言葉ですね。じゃあ政府に対して公開しろというときに特定の個人とか特定の団体とかがやりますよね。それがまさしく国民ですよね。それが「参加するのに資する」という方向に改正では持って行こうとしている。

これはそれだけ書いてあってもだめなんですね。国民主権と書いてあっても第1条に国民の知る権利と書いてあってもそれだけでは実現しないんですね。実際上、いろんな国民がいて具体的に政府に働きかけて知りたいというときにその人々がまさに国民だと思う。そこには専門家もいる、豊富な経験をもっている人、すぐれた判断力を持っている人、戦争や薬害公害で痛めつけられた人、体験を持っている人、そういう人たちもいるわけですよね。戦前は国民の知りたい声は封じ込められて、戦争に突入している人たちに迷惑をかけた。戦後も経済復興で生み出された公害薬害で被害者が一生懸命声を上げてもちっとも政府は開いてくれなかった。最終的に長い長い裁判をやって風穴を開けたりそういう過程を経なければまだだめな時代なんだなと。そこを何とか法律改正の動きがあるんですから、みんなでもっとこうしろという声をどんどん上げて、小さい声だけでなく大きな声を上げてしなければいけないですよね。

「市民が使う情報公開法 開かれた政府をめざして」

三木由希子（NPO法人情報クリアリングハウス理事）

私は今理事をしておりますが、元々は事務局長職をしております。96年から2007年の3月までは仕事として情報公開の問題に携わってまいりました。ずっと主に自治体の持つ情報の公開に関わってきました。民主党政権になりまして風景が変りまして、情報公開法の改正や消費者委員会の個人情報保護等、今は国の政策制度の改正に関わることを中心に動いています。

「行政透明化チーム」が内閣府に設置された意味

中島さんから話のあった行政透明化検討チームに少し補足をおきたいと思えます。情報公開法の所管は総務省です。行政透明化検討チームができたのは内閣府です。なぜこのようなことがおこったのか。行政刷新の所管は内閣府です。行政刷新の一環として情報公開をやるというのが一つの合意として昨年の12月に行政刷新担当大臣と総務大臣で話がつきました。みなさん非公開ということになると不服申し立て異議申し立てを思うのですが、情報公開法の改正と行政不服審査法という根拠となる法律については、本来は総務省の所管なんですけど行政刷新の中でやりましょうという話がついたために内閣府でやることになりました。



これは非常に重要なことで、総務省というのは行政管理局というところが担当なんです。行政の管理をするという観点から情報公開法が所管されてきたということと、それから情報公開法の制定過程から愛着をもっているというところがありまして、今の制度についてはそれなりにこだわりがあるというところがございます。そういうところは制度に関する様々な蓄積があるというところで、重要なメリットではあるのですが、新しいことに踏み出そうと思うときにはそれが非常に足かせになります。2009年の6月に制定された公文書管理法は実は内閣府の担当です。つまり文書の管理・廃棄、あるいは歴史文書としての移管まで、文書全体のマネジメントに関わるものは実は内閣府に移ってしまっている。情報の開示や管理に関わる政策が内閣府に一元化されて議論されるというのは非常に意味があるんじゃないか。

それから、諮問機関というお話があったのですが、合意形成がないと諮問機関ではないのです。たとえば「取りまとめ」というのがあって、大臣が情報公開法の構成についての案、考え方というものをチームに対して提起をしています。それに対して有識者メンバーとか意見を言うということなのです。合意形成をするのではない。「論点整理」というものの中にたとえば有識者メンバーからとかあるいは行政機関側からとかこれについてはこういう意見があるというのが入っているのです。だからあわせて読まないという経緯でこういうようになったのかというのが実は分からない。一般の人が読むと非常に読みづらい。「論点整理」には実はそういう性質がありまして、けっして分かりやすいものではないのです。基本は政治主導で法改正をするにあたっていろんな人の意見を聞いた上で方向性を固めましたというのが実は検討チームなのです。そのためなんですけれども、法律の改正を要する事項しか検討していません。例えば私も審査会の問題などを言いましたが、いろんな運用上の問題というのは一切触っていない。基本にはこの部分の条文をこう変えてほしいという法律事項しか実は触っていないということがあります。法案を国会に提出するための準備のかなり早い段階にいろんな人が関わったということではあります。

1999年に成立しました情報公開法の法案審議の際に民主党案というのを提出してあります。その中で政府案と異なる部分について多くの部分が今回の法改正の項目に上がっています。それがベースになって今回の改正の動きになったということです。これから法案が書かれるということなんですけど、今年(2010年：編集部)の10月に内閣府に準備室がもう立ち上がってしまっていて、法案策定の作業が始まっています。1週間くらい前の情報ですけれどもまだ法案は固まっていないというふうに聞いています。各省庁に投げて

最終調整する段階には行っていないということです。情報公開法は予算に関わらない法律なので少しゆっくり目に完成させれば間に合うかという話を聞いています。問題は参議院がこういう状況なので通るかどうかわからないということです。

この「取りまとめ」なのですが、基本的には権利強化、研究者の権利強化、つまり使いやすくして、かつ、権利強化を図るということで、請求から決定まではこれまでは30日なんですが、二週間ということになっています。救済制度に関しても、現在は裁判官は非公開の文書を見て行政機関側が言う非公開の文書なのかということの審査ができないんです。インカメラ審理というものを導入するということが結論として出ていまして、原告は見られませんが、裁判所が非公開の場所で具体的な審査を行うということになっています。研究者にとってこれまで使いにくかった部分が少し変わってくるかなというふうに思っています。ただインカメラ審理をどう作るかということが法案作成に当たっては難題のようで、そこが行き詰っていることが改正案をなかなか協議に諮れない原因だと聞いています。道具として手段として法律が改正されると少し使いやすくなってくれるかというふうに思います。

公文書とはどんなものか

今回お話ししたいことは、一つは当たり前のことなのですが公文書とはどんなものかということです。実は情報公開法の目的規定は「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」という考え方なんです。行政文書ということは政府が説明責任を全うする手段なんです。そのことはずっと前からひっかかっていることで、私たちはもともと情報公開法の制定を求める活動を1980年から進めていますが、国民の共有財産であろうという発想が根底にありました。ところが、情報公開制度を通じては行政文書というのは国民のものであるということがはっきりメッセージとしては示されてこなかったというのがこれまでの国の制度でした。それに対して公文書管理法、施行は4月になりますが、こちらは「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」というふうに書いてあります。公文書管理法によって公文書は国民共有に知的資源ですよということがはじめてはっきり謳われました。公文書はみんなのもので、みんなが主体的に利用しうるものなのということがはっきりはじめて分かりました。情報公開法の目的規定の言い方は、行政文書というのは国民共有の知的資源であり、みんなのもので主体的に使えるものなんだから、これからは原則公開をもっと徹底しましょうねと今後は言わなければいけないと思っています。つまり、行政文書に対する考え方というのをどういうふうに制度として考え、メッセージとして国民に対して伝えていくのかということ、こういう法律が出て初めて明らかになったということです。

実は公文書管理法というのは国会で与野党の間で討論修正が行われていまして、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ」という部分は国会での討論修正で入りました。元もとの法案にはこの部分はなかった。情報公開法と同じような条項だったんですよ。国会がこういうふうに修正したというのは大きな意味があったと思っています。大きな変化が起こっているということを私たちは認識すべきだろうと思います。これからはこれをいかに徹底させるかということに注視しながらやっていくということが大事かなと思っています。

情報公開制度で行政自体を変える

公文書がみんなのものになるためには、一つは行政を客観化する、行政は適切なものであるということが必要だと思っています。情報公開制度は単に情報だけを求めているというよりは、情報公開という仕組みが入っていくことによって行政のあり方が変わっていくことを大いに期待しています。行政の中でしか通用しない部分、内輪にしか通用しない話、そもそもオープンにするという発想がないところに情報公開制度が入っても出さないという判断が増えてくるだけなんです。行政の仕事の仕方が市民に開かれたものにするためには、今の仕事のやり方を変えていってもらわないといけない。あるいは自己点検していってもらわないと実は進まないと思います。

それから行政組織としての仕事がちゃんと記録として残されていくこと。伝聞ということではなく、客観的な証拠としてちゃんと紙が残っていくとか記録が残っていくことが大事です。それがないと後々の検証が困難です。記録によって仕事が検証されるのは当たり前という組織文化をちゃんと作るということを裏付ける制度が必要であるということです。組織文化というのは、皆さんがやっていらっしゃることは45年前のことです。その当時交渉にあっていた人が30年後にはいずれは公開されて検証されるという思いの下でちゃんとやっていたかというのは、その時点の仕事の質を大きく変えると思うんですね。今の仕事をちゃんとさせるために、今の仕事の適正化が必要なのですが、それを具体的に位置づけるものとして、後々検証されるかもしれない、記録は残されて歴史的に保存されていってみんなの目にさらされていく、だから今の仕事をどうするか真剣に考えてほしいという意味で、組織文化を変えるためには後から検証されるのは前提だということを根付かせていかなければならないと思っています。それを裏付ける制度として情報公開法や公文書管理法を大事な制度だと思っています。

行政救済制度と司法救済制度も強化する。情報公開制度は情報公開を求める権利と誰もが使える手続きとしての制度は、情報公開法上の行為主体がないとできないんですね。抽象的に情報を出せというよりは、権利に基いて請求して、それが拒否されたらちゃんと救済制度というものを受ける。政府が行った非公開という判断とか「ありません」という判断はそれだけでは正当化されない、救済制度で争ってでないと最終的には政府の判断が正当化されないというものが必要だと思っています。だからこそ、救済制度を充実させていく、インカメラ審理というのはその一つだと思うのです。それから司法の透明性をあげる。司法も本来は情報公開が必要なところだと思っています。救済制度そのものの信頼性をあげていく。あるいは、使いやすいものにしていくという努力をしていかないとうまくまわっていかないのではないかと思います。基本的な制度の整備を一つ一つ積み上げていくということがとても大事なかなというふうに思っています。

方向としてみなさんのご関心の範囲なのかなと思ひまして「外交記録公開に関する規則」というものを参考としてあげてあります。外交資料館から沖縄返還時の記録に関する公開が行われています。外務省というのはこれまで外交文書の公開を行っていますが、調べてみてすごく不思議だったのは公開制度に関するルールが明文化されたものはこれまで一切なかった。本当はないのですかと色々なところに問い合わせたのですが、こういう外交記録の公開をはじめますよという決済文書しかありませんという回答です。何のルールもなくやっていたわけですね。その結果、結局、ちゃんとしたルールがないから、文書を持っている原課がこれを歴史文書として公開をさせてもいいですよというふうに同意をしない限りは記録の公開はぜんぜん進まない。けっこう大事なものは抱え込んで離さない。それを越えてどうこう言う権限ある人がはっきりいかなかった。

それで規則ができたことでどういうことになっていくかというと、まず外交記録公開を推進する委員会ができました。これは外部の有識者プラス政府、それから記録開示に関わる外務省の中の局長とかですね。そこで30年経たものについてはまず外交資料館に移して歴史文書として保存させるかどうかという移管審査というのをその委員会で行います。

この文書はもう移管でしょうという話になると、今度は移管した上で公開をどこまでするか、実際に公開できるかという審査をしましょうということになります。移管するかしないかが原局原課の判断から、30年経たことによって第三者を入れた委員会で審査するという仕組みになったので、外務省の中での指令塔がはっきりしたということになっています。これで少しずつ外務省の記録公開の制度は変わってくる。ただ、政治判断が必要なものになってくると政府が関わっている以上はそこで止まってしまう可能性が高い。これは必ずそうなるということではなく、仕組みは変わったのでそれから先はどのようなものをその仕組みの中で管理していくのか公開していくのかということをそれぞれの分野に関心を持って関わっている人が積極的に声を上げていく必要があります。

情報公開法施行前の行政文書の大量廃棄問題

私自身がこういう考え方のもとにどういう制度を使ってきたかということをお話できればと思います。私に関わってきた裁判は「司法制度改革推進本部検討会の議事内容を記録した録音テープ不開示訴訟()」「司法試験委員会の議事内容を記録した録音テープ不開示訴訟()」「大蔵省編纂「昭和財政史」の引用行政文書ファイル不存在訴訟()」「いわゆる「沖縄返還密約」文書の不存在訴訟()」の4つです。特定の分野というよりは情報公開制度が機能するように、あるいは行政文書がちゃんと整うようにどうやったらいいかということを考えて情報公開制度を使っている人間なので、これらにははっきりとした特長があります。 は発言者名なしの議事録作成に対し、発言者名入りの議事録をつくるという基本的な業務をさせるための訴訟です。発言者のない議事録を作るというのが政府の中で第三者機関には横行してしまっていて、アカウントビリティというのは何が話されたというだけではなくて、いつどこで誰が何を言ったかということが分からないとアカウントビリティとは言えない、それを作らせるために一番公開されるといやがる部分を公然と請求するということをしています。 は昭和財政史に多くの引用文書があるのですが、それが不存在という問題があります。ファイル番号やタイトルが載っているのに内容が分からない。 は公文書管理のあり方について問題提起するための訴訟です。

情報公開法施行前の行政文書の大量廃棄という問題があります。2001年度が情報公開法の施行です。一番ひどい農水省は2000年度にもものすごい大量に廃棄しているんですね。環境省は1999年度2000年度と増加している。外務省は情報公開法が制定されたのが1997年度なのですが、そのあたりからだんだん増えている。文書の廃棄は国にリサイクルしているので、外務省はリサイクル屋さんがトイレットペーパーにしています。とても大事な文書が水に流されている。リサイクルに委託するのは1キロあたりいくらか契約しますので、積算すると何キロ廃棄したか分かります。もともと行政文書が大量に廃棄されているらしいという話は情報公開法の頃からあったのですが、どうやったらつかめるかよく分かりませんでした。たまたま知り合いが外務省の告示を見て、行政文書廃棄の入札を募集していると小耳にはさんで、これはいけるということで調べたら結局そういうことだったんですね。

開かれた政府を求めて

最後に「開かれた政府を求めて」ということで、新しい仕組みを整備していくと同時にそれがどういう影響を与えるのかとかを考えていかなければならない。開かれた政府というのは、情報公開と市民参加のある信頼性のある政府だと思います。問題を明らかにする、研究するというだけではなくて、問題だと思う人を交えてちゃんと検討していくということなのだと思います。

「大韓弁護士協会と日本弁護士連合会共同で何が可能なのか～韓日会談文書公開を中心に～」

崔 鳳泰（弁護士）

1. 去る2010.12.11.午前10時から16時30分にかけて、東京国際交流館 プラザ平成 3階、国際交流会議場で、大韓弁護士協会と日本弁護士連合会が「戦争と植民地支配下における被害者の救済に向けて 韓国併合100年を機に過去、現在、未来を語る」というタイトルで韓日弁護士会共同シンポジウムを開いた。

当日のシンポジウムでは、1965年の韓日協定は、冷戦当時の韓日間において真の意思の一致を見ることができず、政治的な野合に終わったことの産物であり、色々な部分において韓日間で互いに違う解釈と一貫性のない対応の根本原因が指摘され、このような問題を解決するため、まず日本政府が韓日会談文書を全面公開し、日本国民に真実を知らせ、世論の推移をみながら、問題解決の代案を作るのが重要だと指摘された。そして、当日、両国弁護士会は、共同宣言を発表した。その内容中、第3項には“われわれは、1965年の韓日請求権協定の完全最終解決条項の内容と範囲に関する両国政府の一貫性がない解釈と対応が被害者らへの正当な権利救済を妨げ、被害者らの不信感を助長してきたということを確認する。このような事態を解消するために、日韓基本条約等の締結過程に関する関係文書を完全に公開して認識を共有し、実現可能な解決案の策定をめざすべきであり、韓国政府と同様に、日本政府も自発的に関係文書を全面的に公開することが重要であるという認識に達した”とされている。このような認識を共有するようになった経緯をまず確認してみることにする。



2. 1965年韓日協定の未処理問題

(1) 両国の意思の一致が形成されない部分があるにもかかわらず、あたかも意思が一致したかのように処理された部分

A. 日韓基本条約の韓国政府管轄権および地位に関連した条項

日韓基本条約第3条によれば、大韓民国政府が国際連合総会の決議第195号()において明示された通り、韓半島で唯一の合法政府であることを確認するとなっており、この条項と関連して、日本側は基本関係条約の適用範囲を定めたのではなく、単に韓国政府の性格だけを明らかにしたことに過ぎないと主張をしているが、韓半島において唯一の合法政府の確認が持つ意味に対し、韓国側は、これとは違う解釈をしてきた。例えば、イ・ドンウォン前外務部長官は国会で「大韓民国は韓半島において唯一の合法政府という事実を日本政府が正式に基本条約で認めた」と答弁をしたりもし、併せてこのような日本の基本条約精神は日本が将来にどのような外交関係も、その他の関係も北側と結ばないということを公約したのだと話をした事実を聞き、日本の国会ですらその約束に対する追及があり、

併せて上記第 3 条の解釈に対して両国間に合意議事録や交換公文書がなかったことは完全な合意に至ったためだったとした。

B. 日韓基本条約第 2 条のすでに無効条項

韓日修好時はもちろん、現在進行中の朝日修好で最も両当事者間で対立しているのが日帝強制占領期の歴史認識の部分である。大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約第 2 条によれば、1910 年 8 月 22 日およびそれ以前に大韓帝国と大日本帝国間において締結されたすべての条約および協定がすでに無効であることを確認する という条項があるところ、この条項の無効時点と関連して、韓日両国政府間の主張は一致していない。

日本の主張のように、旧条約らが締結当時有効だったという立場を取るならば、その無効あるいは失効の時点が問題になる。日本政府は、主に 1948.8.15. 韓国政府が成立された時から旧条約が無効になったと主張をするが、北側政権の場合、1948.9.9. に成立されたということを考慮すれば、旧条約が韓国間の関係では、1948.8.15. を基点にして、北側との関係では 1948.9.9. を基点にして無効になったのか、一つの旧条約が地域によって分離無効とすることができるということなのか、根本的な疑問が台頭することになる。

一方、サンフランシスコ講和条約発効により旧条約が無効になったら、サンフランシスコ講和条約発効以前である 1948.8.15. に樹立された大韓民国政府の国際法的地位は何なのかという問題が発生する。一歩進んで私たちの憲法には私たちの大韓民国政府が 1919 年三一運動で建立された臨時政府の法統を継承したと宣言されているところ、憲法的価値体系下で、これを否定する主張をする政府と結んだ協定に対して、憲法の秩序上、その効力を認めるのは可能なことなのか問題となる。

C. 韓日請求権協定の完全最終解決条項と請求権主張禁止条項

韓日請求権協定第 2 条 1 項の完全最終解決確認条項と 3 項の請求権主張禁止条項の解釈と関連して、その内容と範囲について互いに違う解釈をしてきている。特に、2005 年、韓国政府の韓日協定文書公開にともなう法的見解の表明時に、韓国政府は、韓日請求権協定は、基本的に植民支配賠償を請求するためのものではなかったし、韓日両国間に民事的、財政的債権債務関係を解決するためのものとして、反人道的不法行為に対しては解決したのではないという見解を明らかにした。その代表的なものとして日本軍慰安婦、原爆被害者、サハリン被害問題を挙げている。

これはハンセン病患者らの人権侵害事案に対して日本政府が補償をしているという点を考慮すれば説得力を持つ。

これに対する一方、日本政府は、現在まで外交保護権消滅論から始まって様々な一貫性のない立場を取ってきており、日本の司法府は、最近、被告らが韓日請求権協定第 2 条 1 項と 3 項を主張する以上、裁判所は、被告らにその履行を命じることはできないという立場を明らかにしており、ここには 2007.4.27. の日本最高裁判所の西松判決の影響が大きいと見られる。すなわち、国家間の行為によって、個人の請求権の実体的に消滅することまでは意味しないけれど、裁判上訴求できる権能は消滅したという立場である。

そうであるならば、個人の請求権は実体的に残っているということであるところ、果たして日本の行政府がこれを受け入れているのかが疑問であり、もし残っているならば、韓国政府との解釈上の不一致は必ず解決しなければならない。

一方、韓国の裁判所は、例えば、ソウル中央地方法院 2005 カ合 16473 号判決によれば、大韓民国と日本両国は、韓日請求権協定を締結することによって相手国が取る国内措置に対して外交保護権を行使せず、相手国がいかなる国内措置を取るかは各国の決定に任せ

ることとしたものと見るのが相当である。したがって、韓日請求権協定によって、大韓民国国民の日本国およびその国民に対する請求権自体が消滅したと見ることはできないと判断をしており、韓日請求権協定によっては個人請求権が消滅したではないとみている。

D. 提供されていた資金の性格と韓日請求権協定第 1 条および第 2 条の因果関係

韓日請求権協定第 1 条によれば、日本国が 3 億ドルの価値を持つ“日本国の生産物および日本人の用役”を無償で提供することで合意したところ、上記の金員の性格と関連して、韓国政府は、請求権資金であると主張しながら、韓日請求権協定第 2 条により、完全かつ最終的解決と相互関係が存在すると主張をしたが、日本政府は、経済協力資金と称して、請求権問題の解決と法律的相互関係は存在しないと主張をした。

E. 国際条約締結後の国内措置と関連して

基本権制限と関連して、基本権を制限する方式には、憲法留保と法律留保による制限の 2 種類があると通常解釈される。一般的法律留保による基本権制限は、目的と形式、方法と程度に対して規範的限界を持つところ、特に形式と関連してみれば、条約と、一般的に承認がなされた国際法規は、国内法体系上法律と同じ効力を持つので、条約による基本権制限は、ひとまず可能あるといえるが、この場合、条約がそのままの形態で国内法として受け入れられるためには、それが国家間の権利義務でなく個人の権利義務に対して定めたことであり、権利義務の発生要件、効果、手続などが、条約に明確かつ詳細に定められており、これを補完、具体化する法令を必要としないで国内において執行可能な場合であることと、締約国がこれを直接国内裁判所で執行可能にする意思が必要であるということが、日本裁判所の判断であるところ、韓日請求権協定によれば、権利義務の消滅と関連した要件、効果、手続などが、どこにも定められておらず、これを補完するいかなる法令もない状況である。したがって、韓日請求権協定と関連して、韓国民の財産権を消滅させるためには、韓国法令により、このような権利の消滅と関連した要件、効果、手続などが、追加的に存在しなければならないだろう。かえって、日本国内にこれと関連した日本国内法第 144 号が存在するが、これは、日本国内法律の規律対象が日本国民であることを考慮する時、韓日請求権協定締結後、国民の請求権と関連した両国の国内措置は全くないと見なければならないだろう。のみならず、上記の日本国内法第 144 号は、1965.12.17.に制定されたが、韓日請求権協定の効力発生日から施行するようになっており、韓日請求権協定第 2 条 3 項の財産、権利、利益が、1965.6.22.消滅したこととすようになっており、結局、事後立法によって、権利消滅を規定し、上記の国内法が独自に韓国民の財産、権利、利益を消滅したと見るのは無理があり、例えば、韓日請求権協定によって外交保護権が消滅し、続いて日本国内法によって韓国民の財産、権利、利益が追加で消滅したという論理は、法論理上問題があると見える。

(2)上記の互いに異なる解釈をそのままにして、どのような問題が発生しているのか?

前述の通り、1965 年の韓日協定には、両国が意思の一致を見て成立したと見難いほどの根本的不一致が存在するうえ、このような不一致を各々対内用に互いに異なった説明をするという奇形的状況が続いてきた。そして現在、多くの問題点が発生している。

(カ)先ず、韓日間に歴史認識の不一致がもたらす歴史的葛藤が今でも続いている。

1995年8月15日、村山総理の談話で、植民地支配と侵略に対して反省と謝罪を表明し、以前とは異なった歴史認識を見せたが、村山総理も1910年韓日併合条約の合法有効を維持してきたし、菅総理もやはり1965年韓日協定当時の日本政府の立場を維持してきたので、結局、歴史認識の不一致は今でも続いている。これが独島問題をはじめとする韓日間の懸案にも影響を与えている。

(ハ)韓日請求権協定で宣言された通り、請求権問題が完全かつ最終的に解決したと宣言されたのにもかかわらず、実際は全く解決していない。

日本政府の初期の立場は、植民地支配に対して合法・有効・正当論を主張したため、韓国人の被害に対して賠償をしなければならないという問題意識を正しく持つことができなかった。それで提供されている金員の名目に対し、経済協力資金、独立祝い金と主張し、韓日請求権協定第1条および第2条の因果関係に対しても否認した。しかし、当時、韓国政府は、韓日協定のどこにも植民地支配に対する謝罪と反省の文句がなかったにもかかわらず、国民の抗議を押さえ込むために請求権資金であると主張し、実際には不足ではあったが補償法を作ったりもした。その後、韓日両国社会の民主化が進展することによって、日帝被害者らの権利救済が、韓日間に重要な懸案として浮び上がり始め、裁判を通して争われ始めると、日本政府は、外交保護権消滅論、実体的権利消滅論を一貫性なしに主張しながら、あたかも日帝被害者らの権利が韓日協定を通して消滅したのであり、韓日請求権協定第1条および第2条の因果関係を前提に、あたかも報償金を支給したように立場を変え始め、韓国政府もやはり創始期の解決論で立場を変え始め、結局、2005年民官共同委員会の意見の形態で宣言されるに至った。すなわち、韓国政府が2005年韓日協定文書を全面公開しながら明らかにした通り、韓日協定を通して解決されたのは、領土分離に対する財産上の請求権だけであり、植民地支配によって発生した不法行為や反人道的行為によって招いた損害に対しては、韓日協定の範囲を越えるものということで、日本政府の法的責任が残っているということに至った。

結局、両国国民に対し両国政府は、一貫性のない事実を宣伝している。解決していない事案をあたかも解決したかのように宣伝することによって、両国国民に相互不信感を助長し信頼を根本で崩している。

特に、日本政府は、最近、東京で進行されているサハリン郵便貯金返還訴訟において、韓日請求権協定で規定された「国民」の解釈と関連して、当時大韓民国の国籍を有していた人だけでなく協定締結後大韓民国国籍を取得した場合でも、韓日請求権協定の適用を受けられると解釈し、韓国政府と解釈上の紛争を引き起こしている。これと関連して、項を別にして検討することにする。

(タ)韓日請求権協定上「国民」の解釈と関連しても紛争が発生している。

前述の通り、日韓基本条約および韓日請求権協定と関連して、その核心的な部分ですら両国政府間の解釈の不一致が締結当時からあり、その後もその不一致は拡大助長されている。それにより、最近では韓日請求権協定上の主語である「国民」の解釈と関連しても回復できない紛争が発生している。すなわち、東京地方裁判所で進行中のサハリン郵便貯金返還訴訟で、日本政府は、韓日請求権協定第2条上の「国民」に対して、締結当時の韓国国民だけでなく現時点に至るまでの、いつかの時点で韓国国籍を取得すれば、1965年6月22日時点で彼らの財産権は消滅したものとみなすのが合理的だと主張をしているが、韓国政府は、このような解釈を根拠がない不当なことと確認している。そして、日本裁判所では、もし日本政府のこのような解釈が日本政府の独自の判断によるもので他の締約国の解

積と異なる場合には、錯誤によって無効になると主張されているのが実情である(条約法条約第 48 条)。

このように、日本政府の主張により韓日請求権協定は法理上条約法上無効であると主張されているだけでなく、現実的に見ても、日帝被害者らの権利救済が韓日両国で拒否されており、韓日間法治主義および民主主義発展にアキレス腱として作用をしている。

3. このような未処理分野をどのように解決すべきか?

(1) 問題解決の原則：真実を知らせ、世論に訴え、現実可能な代案を探そう。

以上のように、韓日協定は、冷戦当時、米国の世界戦略に影響を受け、様々な点で両国間の意見の一致を見ることができなかつたにもかかわらず、政治的に縫い合わされたまま、韓日間には、いわゆる 65 年体制が、約 45 年が過ぎるまで持続されている。このような 65 年体制は、冷戦期の時代的必要性によって作られたことで、冷戦が終わった 21 世紀には、その時代の使命を終えたと見る。しかし、65 年体制を越えて、韓日間の新しい枠組みを作るためには、韓日両国民がその必要性を互いに共有し、新しい代案を作る努力が併行にならなければならない。そのような点で、まず、第一段階で日本政府は 1965 年当時の韓日協定関連文書を公開する決断をしなければならない。もちろん、日本外務省の立場では朝日間の修好という政治的難題が残っており、65 年冷戦当時の論理をそのまま朝日間に適用したい政治的誘惑に陥ることもある。しかし、これは日本が、南北分断の漁夫の利を、冷戦後朝日間にも得ようとする時代錯誤的なものであり、仮に 65 年体制を朝日間に適用をするにしても、韓日間に去る 45 年の間にあった未解決課題を朝日間にも残すだけである。したがって、日本政府は、作成されて 45 年を超える文書を直ちに公開し、日本市民らに真実を知らせ、日帝被害者問題解決に対する立場を、最終的に整理して発表する勇気を持たなければならないだろう。例えば、日本政府が現在も保管している供託金について、韓日請求権協定によって、すべての責任が韓国政府に渡ったのであれば、韓国政府が補償法を作り、供託金問題を解決するように求めるのが民主主義、法治主義精神に符合するだろう。

(2) 現在、東アジア平和共同体が東アジアで暮らす市民らの共通の話の種になっている

このような平和共同体は、信頼を基盤にするだけでなく民主主義という価値によって、統制されなければならないだろう。ところが、東アジアには不幸中幸いにも戦争という共通の被害者らが残っている。彼らの人権を治癒する過程で、信頼および民主主義の枠組みが東アジアに作られるようになるものと見られる。

特に、韓国で日帝被害者らの権利闘争過程を見れば、韓国の被害者らは、日本政府や企業らとももちろん戦ってきたが、それ以上に韓国政府と企業を相手に闘争をしてきており、その過程で国籍放棄運動をしてまでも韓国社会に警鐘を鳴らしてきた。これは韓国内の国家主義と独裁を清算するようにする代表的民主化運動であったと評価する。

日本にいる戦争被害者らの闘争もやはり日本社会の民主化のために重要な役割をしてきたと思うし、戦後補償訴訟に関与した日本の弁護士等もやはり日本社会の民主化のために献身したといえる。しかし、弁護士等が連帯して、具体的な作業をしたのは、2000 年に入って三菱重工業を相手にしたのが初めてではないかと思うし、連帯の課題はいろいろあると思う。その中でも韓日会談文書公開のための韓日間の連帯は最も破壊力があって名分があると思われる。

4. 韓日両国の弁護士会を通して、日本政府をどのように動かせるのか

周知の通り、韓国の大韓弁護士協会と日本の日本弁護士連合会は、韓国と日本の弁護士ならば必ず加入する唯一の組織である。このような組織が内部的手順を踏んで総意を集めたとすれば、その発表する内容は弁護士等の最終的結論であり、法治主義を基本にする国ならば、その発表の重さを受け入れ実践しなければならない。しかし、このような重要な発表をしたのにもかかわらず、日本では言論界で正しく扱っていない。したがって、私たちはこういう現実を考慮し、戦略をたてなければならないだろう。先ず、上記の共同宣言を広報して履行する執行委員会を各々組織するのに最善を尽くさなければならないだろう。上記執行委員会は、被害者らはもちろん、市民団体ら、言論、経済界、政治界を含む総括的機構にならなければならないだろう。現在まで日本で韓国人らの被害補償のために活動した弁護団、支援する市民、国会議員などが、まずリーダーシップを発揮して日本弁護士連合会と常設的に協力関係を作るのが重要だと思う。

その後、具体的実践課題を定め、選択と集中する必要があると見る。前述の通り、韓日会談が政治的野合で多くの問題点を持っていることを知らせ、公開の必要性を知らせる作業からしなければならないだろう。その過程で世論が形成されるだろうと思うし、これは韓国で韓日会談文書が公開された過程を見ても確認できる。

日本での文書公開を通して、日本政府が当時日帝被害者問題を解決する意思が全くなく、したがって被害者に対する情報を積極的に隠し、被害者救済を妨害し、さらには日本政府が提供した資金の名目が請求権資金ではなく経済協力資金であると固執しながら、韓国政府がその使用において裁量権まで否認してきたので、結局、韓国政府の国内措置を通じた被害者救済がむしろ日本政府の意思に反することであったのを、日本国民に正しく知らせ、1965年韓日協定を通して、被害者救済がなされなかったことに一次的責任が日本政府にあることを確認させる必要があると思う。このような真実を明らかにすることによって、冷戦当時、両国政府の責任が糾明されるだろうと思う。

その後、最終的には、韓日首脳会談を通して、上記共同宣言を実践する約束を取り付け、その具体的代案が去る12.11.韓日両国弁護士会の共同宣言であることを両国国民に説得するのが重要だと見る。このような動きの初めての実践として韓日会談関連文書を日本政府が必ず公開するようにしなければならないだろう。

日韓会談文書公開訴訟から得たもの～そして何を得るべきなのか～

日韓会談文書・全面公開を求める会共同代表 吉澤文寿

日韓会談文書・全面公開を求める会（以下、「求める会」）は韓国における文書公開の流れを受けて、戦後補償問題の解決を目指して結成されました。求める会は情報公開法に基づく請求、異議申し立て、裁判を展開してきましたが、日韓会談文書に限ると、市民団体として情報開示請求したケースは初めてです。

2007年12月26日の第1次訴訟判決（東京地裁）は画期的な判決でした。「不作為の違法」判決を勝ち取りました。瀬畑源氏の論文「情報公開法と歴史研究 公文書管理問題を中心として」（『歴史学研究』第839号、2008年4月）でも好事例として取り上げられています。

そして6万枚に及ぶ外交文書の開示を実現しました。その所在を明らかにした意味は大きい。そして、日韓会談研究が進展します。

研究書としては、金斗昇『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉 内政外交における「政



治経済一体路線』(明石書店、2008年)、朴鎮希『韓日会談 第1共和国の対日政策と韓日会談展開過程』(ソニン、2008年)、張博珍『植民地関係の清算はなぜ実現できなかったのか 韓日会談という逆説』(ノンヒョン、2009年)、国民大学校日本学研究所編『韓日会談と国際社会 外交文書公開と韓日会談の再照明1』および『議題で見た韓日会談 外交文書公開と韓日会談の再照明2』(ソニン、2010年)があります。

また、資料集としては、『韓日会談請求権関連文書 全94巻』(韓国学術情報、2005年)、『韓日会談外交文書解題集 全5巻』(東北亜歴史財団、2008年)、浅野豊美他編『日韓国交正常化問題資料 基礎資料編 全5巻』(現代史料出版、2010年)、同前『日韓国交正常化問題資料 第1期(1945~1953年)全9巻』(現代史料出版、2010年)が発刊されています。

戦後補償裁判でも日韓会談文書が立証に活用されています。第2次不二越訴訟における文書の活用(島田広弁護士による指摘)がその一例です。

日韓請求権協定における請求権放棄が国の外交保護権を放棄するものであり、個人請求権については締約国の国内措置によって処分がなされるものであると、外務省が説明した内部文書として、島田弁護士が示したのは次の2文書です。

「平和条約における国民の財産及び請求権放棄の法律的意味」(外務省条約局法規課、1965年4月6日)

「日韓請求権協定第二条(案)とだ捕漁船問題」(外務省条約局、1965年5月28日)
今後の課題としては、とくに現在の日韓、日朝関係の問題を理由とする不開示部分について、そして直接的には戦後補償の実現に向けて何ができるかということです。

さらに、天皇陵墓発掘や「沖縄密約」をめぐる問題、近年のウィキリークスによる外交文書の暴露などともに、市民による「情報戦」=情報開示運動には上記の問題と相まって、植民地主義の克服につながるという大きな可能性があるかと信じています。

日本弁護士連合会と大韓弁護士協会の共同宣言

日本弁護士連合会（日弁連）と大韓弁護士協会（大韓弁協）は、2010年6月21日にソウルで開催された共同シンポジウムにおいて、日本国による植民地支配下での韓国民に対する人権侵害、特にアジア太平洋戦争時の人権侵害による被害が、日韓両国政府によって十分に回復されないまま放置されていることに対し、両弁護士会が協働してその被害回復に取り組むことの重要性を確認した。

日弁連と大韓弁協は、現実的課題として、先ず日本軍「慰安婦」問題に対する立法化とその実現に向けた取組が必要であるとの認識を共有するとともに、1965年日韓請求権協定において未解決とされている強制動員による被害を含む諸課題について、法的問題と解決策を検討することとした。

日弁連と大韓弁協は、上記のシンポジウムとその後の検討及び本日東京で開催された共同シンポジウムの成果を踏まえ、アジア太平洋戦争時の韓国民に対する人権侵害による被害の回復を求めて、以下のとおり宣言する。

1 われわれは、韓国併合条約締結から100年を経たにもかかわらず、日韓両国及び両国民が、韓国併合の過程や韓国併合条約の効力についての認識を共有していない状況の下で、過去の歴史的事実の認識の共有に向けた努力を通じて、日韓両国及び両国民の相互理解と相互信頼が深まることが、未来に向けて良好な日韓関係を築くための礎であることを確認する。

2 われわれは、日本軍「慰安婦」問題の解決のための立法が、日本政府及び国会により速やかになされるべきであることを確認する。

この立法には、日本軍が直接的あるいは間接的な関与のもとに設置運営した「慰安所」等における女性に対する組織的かつ継続的な性的行為の強制が、当時の国際法・国内法に違反する重大な人権侵害であり、女性に対する名誉と尊厳を深く傷つけるものであったことを日本国が認め、被害者に対して謝罪し、その責任を明らかにし、被害者の名誉と尊厳回復のための金銭の補償を含む措置を取ること、その事業実施にあたっては、内閣総理大臣及び関係閣僚を含む実施委員会を設置し、被害者及び被害者を代理する者の意見を聴取することなどが含まれなければならない。

また、日本政府は、日本軍「慰安婦」問題を歴史的教訓とするために、徹底した真相究明と、教育・広報のための方策を採用しなければならない。

日弁連と大韓弁協は、これらの内容を、「日本軍『慰安婦』問題の最終的解決に関する提言」としてまとめ、共同して公表することとした。

3 われわれは、1965年の日韓請求権協定の完全最終解決条項の内容と範囲に関する両国政府の一貫性がない解釈・対応が、被害者らへの正当な権利救済を妨げ、被害者の不信感を助長してきたことを確認する。

このような事態を解消するために、日韓基本条約等の締結過程に関する関係文書を完全に公開して認識を共有し、実現可能な解決案の策定をめざすべきであり、韓国政府と同様に、日本政府も自発的に関係文書を全面的に公開すべきことが重要であるという認識に達した。

4 韓国においては、強制動員による被害の救済のために、強制動員被害の真相糾明及び

支援のための法律が制定されたが、日本政府においても真相究明と謝罪と賠償を目的とした措置をとるべきである。

さらにわれわれは、2007年4月27日に日本の最高裁判所が、強制動員に関わった企業及びその関係者に対し、強制動員の被害者らに対する自発的な補償のための努力を促したことに留意しつつ、既に自発的な努力を行っている企業を評価するとともに、他の企業に対しても同様の努力を行うよう訴える。

この際、想起されるべきは、ドイツにおいて、同様の強制労働被害に関し、ドイツ政府とドイツ企業が共同で「記憶・責任・未来」基金を設立し、被害者の被害回復を図ったことである。韓国では、真相究明委員会が被害者からの被害申告を受け被害事実を審査していることから、同委員会とも連携し、日韓両国政府の共同作業により強制動員被害者の被害回復を進めることも検討すべきである。

- 5 われわれは、戦没者・戦傷者に対する援護制度及び国民年金制度の対象から在日韓国人高齢者を除外している問題や、供託金や郵便貯金の返還問題、在日韓国人の法的地位・権利、韓国人軍人軍属や強制動員による被害者の遺骨の発掘・収集・返還、韓国文化財の返還等、植民地支配や強制動員に由来する問題が他にも残存しているところ、その解決のために協働することが重要であることを確認する。

日弁連と大韓弁協は、被害者らの被害回復が、日本と韓国の未来のために必ず解決されなければならない課題であり、解決のための日韓相互の努力自体が未来指向的な作業であることをあらためて確認するとともに、今後、既に指摘されている個別的争点を調査・検討するための共同の委員会を設立するなど、持続的な調査研究及び交流を通して、被害者らの被害が回復されるその日まで協働することを宣言する。

2010年12月11日

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児
大韓弁護士協会
会長 金 平 祐

《コメント》

大韓弁護士協会と日本弁護士連合会の共同宣言の意義と課題 韓日会談文書公開を中心に

弁護士 崔鳳泰
(翻訳 吉澤文寿)

1. 去る2010年12月11日午前10時から16時30分にかけて、東京国際交流館プラザ平成3階国際交流会議場にて、大韓弁護士協会と日本弁護士連合会が「戦争と植民地支配下における被害者の救済に向けて～韓国併合100年を機に過去・現在・未来を語る～」というタイトルで韓日弁護士会共同シンポジウムが開かれた。

この日のシンポジウムでは1965年の韓日協定は冷戦当時の韓日間に真正な意志の一致を見ることができず、政治的な野合の産物であり、いろいろな部分で韓日間のお互いに異なる解釈と一貫性のない対応の根本原因であることが指摘された。そして、このような問題

を解決するために、まず日本政府が韓日協定文書を全面公開し、日本国民に真実を知らせ、世論の推移を見て、問題解決の対案をつくることが重要であると指摘された。その内容のうち、第3項は「われわれは、1965年の日韓請求権協定の完全最終解決条項の内容と範囲に関する両国政府の一貫性がない解釈・対応が、被害者らへの正当な権利救済を妨げ、被害者の不信感を助長してきたことを確認する。このような事態を解消するために、日韓基本条約等の締結過程に関する関係文書を完全に公開して認識を共有し、実現可能な解決案の策定をめざすべきであり、韓国政府と同様に、日本政府も自発的に関係文書を全面的に公開すべきことが重要である」となっている。

2. このように韓日間の真正な意志の一致を見なかった部分として、韓日基本条約の韓国政府管轄権および地位に関連した条項、韓日基本条約第2条の「もはや無効」条項、韓日請求権協定の「完全かつ最終的に解決」条項と請求権主張禁止条項、提供された資金の性格と韓日請求権協定第1条および第2条の因果関係など、1965年韓日協定の核心的事項が網羅されており、国際条約締結後の国内措置と関連しても、法理的にきちんと履行されていないという点が論議された。このような未処理分野をどのように解決すべきか。その問題解決の原則は真実を知らせ、世論に訴えて実現可能な代案を探そうということである。

韓日協定は冷戦当時のアメリカの世界戦略に影響を受け、さまざまな点で両国間の意見の一致を見ることができなかつたにもかかわらず、政治的に縫合されたまま、韓日間にはいわゆる65年体制が約45年を超えて持続している。このような65年体制は冷戦期の時代的必要性によって作られたものであり、冷戦が終わった21世紀にはその時代的使命を終えたと思う。ところが65年体制を越えて、韓日間の新しい枠組を作るためには、韓日両国民がその必要性をお互いに共有し、新しい代案を作っていく努力が並行されねばならない。そのような点で、まず最初の段階として、日本政府は1965年当時の韓日協定関連文書を公開する決断をしなければならない。日本政府は作成されてから45年を超える文書を即刻公開し、日本市民に真実を知らせ、日帝被害者問題の解決についての立場を最終的に整理し、発表する勇気を持たねばならないだろう。

3. 韓国の大韓弁護士協会と日本の日本弁護士連合会は、韓国と日本の弁護士ならば必ず加入する唯一の組織である。このような組織が内部的手続を経て、総意を集めたのであれば、その発表する内容は弁護士たちの最終的な結論であり、法治主義を基本とする国であれば、その発表の重みを受け入れ、実践しなければならない。

日本では、文書公開を通して日本政府が当時の日帝被害者問題を解決する意志がまったくなく、したがって被害者に対する情報を積極的に隠して、被害者救済を妨害したのである。ひいては日本政府が提供した資金の名目が「請求権資金」ではない「経済協力資金」に固執しつつ、韓国政府の国内措置を通じた被害者救済がむしろ日本政府の意志に反するものであったことを、日本国民にきちんと知らせたうえで、1965年韓日協定を通して、被害者救済が実現できなかったことに、一次的責任が日本政府にあることを確認させる必要があると思う。このような真実を明らかにすることによって、冷戦当時の両国政府の責任が糾明されるだろうと思う。

情報公開法改正法案、国会提出へ

弁護士 小町谷育子

情報公開法施行から10年。2001年に施行されて以来、日本の情報公開が進展したという実感はない。しかし、民主党政権になって、情報公開法の改正が大きく動き出した。2010年8月24日、改正を議論していた「行政透明化検討チーム」が「とりまとめ」を公表した。「とりまとめ」に沿って、内閣府で法案化が進められていた改正法案は、本年4月、閣議決定され通常国会に提出される運びとなっている。改正法案の速やかな成立によって、現在の状況を少しでも変え、真に市民の知る権利に応えるものとなって欲しい。

改正法案の概要は次の諸点である。まず、目的規定に、「国民の知る権利」が明記された。これまで、情報公開は行政の説明責務とされ、情報公開法上の開示請求権は法律によって創設された権利であるかのような解釈がなされてきた。ようやく開示請求権は憲法で保障された知る権利を具体化するものであるという位置付けが明確になる。今後、チームの議論の過程で指摘されていた、不開示情報の認定判断に係る行政裁量の縮減の解釈が採られるはずであり、運用の大幅な変更が期待され、今後の展開が見逃せない。

次に、不開示情報の範囲の見直しは、公務員の氏名が原則開示となり、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報と「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれのある」審議情報の削除がそれぞれ実現した。独立一体性説を導き出した部分開示の規定も解釈を誤らないように修正された。

一方、会の関心事でもある外交情報を含む国の安全等に関する情報（5条3号）については、4号の公共の安全等に関する情報とともに、「行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に該当する場合に不開示となる。裁判所が行政機関の長の判断の合理的な審査をするという構造自体は維持され、現在の「相当の理由」が「十分な理由」へと、文言上若干の変更があっただけのように思われる。しかし、チームがこの文言にすれば裁量権の統制をなしうるといふ議論をしている以上、裁判所においてその方向性の判断がなされるのを期待しよう。

裁判で開示請求者側が効果的に争うための強い味方も現れた。ヴォーン・インデックスとインカメラ審理手続の導入である。特に、3号と4号については、行政機関の主張が非常に抽象的で、しかも実際に行政文書に主張の内容が記載されているのかどうかについて疑いを覚える事案が見受けられても、さらにその疑いを明確にすることができなかった。それがこれらの手続によって、現在よりも文書の内容について精密な議論がなしうることとなった。残念なのは、インカメラ審理手続を実施するには、当事者すなわち国の同意が必要となったことだ。チームの「とりまとめ」からは後退の感が否めない。

さらに、内閣総理大臣に対する報告及び措置の勧告の制度が整えられた。これによって、行政機関の長が不服申立てに対する裁決・決定をするときは内閣総理大臣に報告をしなければならず、内閣総理大臣は、情報公開・個人情報保護審査会の答申に沿った措置を勧告することができる。ここでも行政機関の長の裁量が統制され、また、公益上の裁量開示を積極的に促す効果が期待されよう。

その他、開示決定等の期限は30日から「休日を除き14日」に短縮され、開示請求手数料は原則として廃止されるなど、開示請求をスムーズに行うことのできる前提も整えられた。裁判の提起も各都道府県の地方裁判所で行うことができるようになる。

情報公開に係る事務は、総務省から内閣府に移管される。省庁間で情報公開法の解釈の統一が図られ、同じ論点を、各省庁で繰り返し争うといった事態は今後発生しなくなるとみてよい。こうして見てくると、改正法案は、おおむね開示請求者側に立った好ましい内容といえる。市民の皆さんの賛同を是非お願いしたい。

日韓条約締結46周年公開シンポジウム「日韓会談文書全面公開のインパクト～何が分かり何が変るのか」の開催について

開催趣旨

昨年は日韓併合から100年の節目の年であり、8月には菅談話が発表され、朝鮮王朝儀軌の引渡しに合意する等一定の前進もありました。しかし、日本政府は「日韓条約で解決済み」との姿勢を崩さず、朝鮮王朝儀軌も返還ではなく、「お渡しする」との立場です。植民地支配の深い反省に基く戦後処理の再検討には未だ至っていません。

当会の目的は規約にもあるように「外務省に対して日韓会談文書の全面公開を求め、実現させること」であり、膨大な不開示文書の開示を求める困難な訴訟を弁護団を先頭になお継続中ですが、一方で、開示を実現した文書を広く社会に公開し、朝鮮植民地支配の清算問題がどのように日韓会談で取り扱われたかを明らかにするというのも当会の重要な活動であると認識しています。このため、当会ではホームページで公開された文書の電子データをすべて閲覧可能とし、誰でもアクセスできるようにしています。開示文書を活用した研究者による論考も発表されはじめていることは嬉しい限りです。

一方で、裁判準備に追われ、当会として6万ページの文書開示の成果を明らかにする作業が遅れ、併合100年にあたって十分な問題提起を行うことができませんでした。「全面開示されたら何が分かるのか。何が変るのか」という会員やマスコミからの問いに正面から答えることは、日韓会談文書公開を求める運動の発展にとっても重要であると考えます。

6月22日は日韓条約締結の日です。総会での議論を踏まえて、当会の今年の大きな事業の一つとして、6月に公開シンポジウムを開催することとしました。ぜひ、ご参加ください。

開催要項

日時：2011年6月26日（日） 午前10時～午後5時

会場：港区立勤労福祉会館（JR田町駅下車徒歩5分）

式次第：午前の部 全体集会

基調講演「日韓条約体制下の民族教育 外国人学校法案を中心に」（仮題）

講師：藤永壯（ふじなが たけし）氏（大阪産業大学教員）

報告：「日韓会談文書公開訴訟の現状と展望」（弁護団）

午後の部 テーマ別報告と討議

「日韓会談における財産請求権問題」 吉澤文寿（よしざわ ふみとし）氏（新潟国際情報大学教員）

「日韓会談と韓国文化財の返還問題」 長澤裕子（ながさわ ゆうこ）氏（学習院大学東洋文化研究所客員研究員）

「在日朝鮮人の法的地位」 鄭栄桓（チョンヨンファン）氏（明治学院大学教員）

「外交文書公開の歴史的経緯とその意義」 瀬畑源（せばた はじめ）氏（一橋大学教員）

参加費：1000円（学生500円）

今後のスケジュール

- 第3次訴訟第13回口頭弁論 6月14日(火) 午前10時半～ 東京地裁522号
- 公開シンポジウム 6月26日(日) 午前10時～ 港勤労福祉会館
- 第3次訴訟第14回口頭弁論 9月6日(火) 午前10時半～ 東京地裁522号

事務局連絡先の変更について

25ページでも報告されましたように、事務局体制が変りました。それに伴い、事務局の連絡先等も下記に変更されます。郵便振替口座は変わりません。

編集後記

★小竹前事務局長から事務を引き継ぎ、初めてのニュースを無事発行することができほっとしています。大きなダンボール箱3つの膨大な引継ぎ文書が自宅に届いたときは、「途方にくれた」というのが正直な気持ちでしたが、一つ一つ目を通すうちに、求める会が積み上げてきた事業の大きさを改めて認識し、徐々にやるきが湧いてきました。十分とはいきませんが、求める会運動の発展に微力ながら貢献できればと思っています。小竹さん、長い間ご苦勞さまでした。

★この4月に公文書管理法が施行されました。情報公開法も改正準備が進められています。行政文書公開をめぐる環境は大きく変わろうとしています。菅政権には失望させられますが、情報公開は最も政権交代の効果が現れた分野かもしれません。情報公開訴訟を進めつつ、こうした変化に対応した、日韓会談文書公開運動のあらたな展開も、ぜひこの1年のテーマとしたいと思います。(山本)

◇ 発 行 ◇ 日韓会談文書・全面公開を求める会
共同代表：太田修 田中宏 西野瑠美子 吉澤文寿

郵便振替口座 /00820-7-102287
加入者名：日韓会談文書・全面公開を求める会